

収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。



(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※保険期間の前年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)実績があれば加入できます。
- ※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ※ゲタ対策については、同時に加入できます。

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

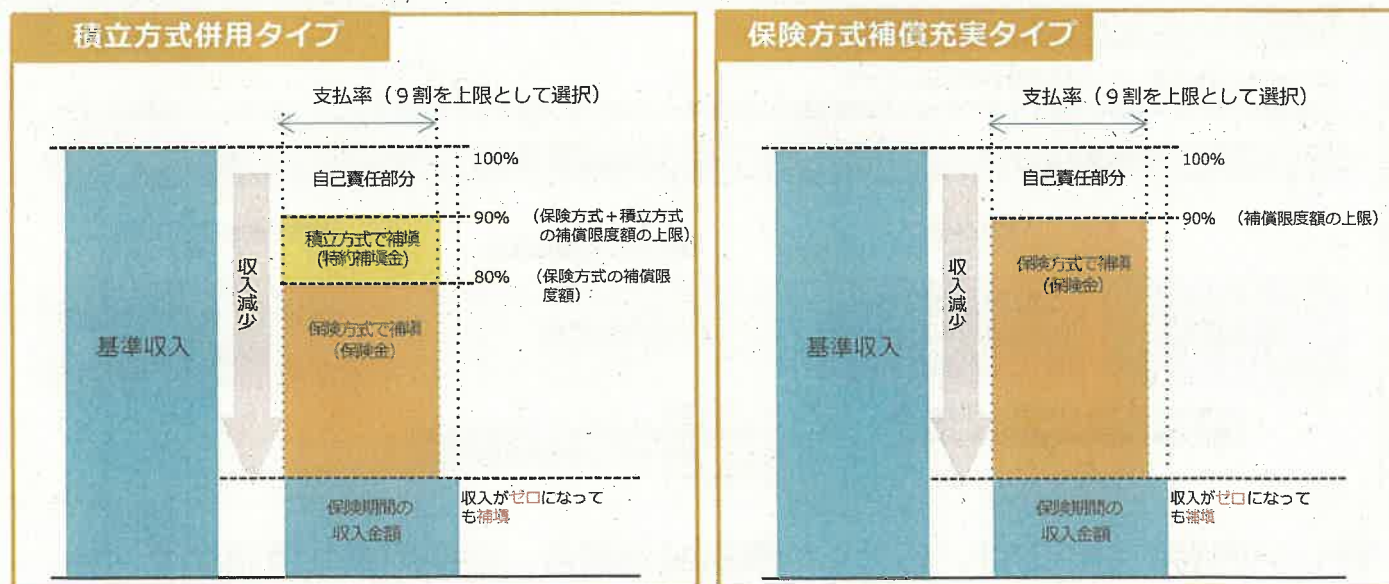
- 保険期間の収入が基準収入の9割(5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。

※補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

※補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。



- 基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、いずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。(※5年の青色申告実績がある者の場合)

(4) 保険料、積立金等

● 農業者は、保険料、積立金等を支払って加入します。

※保険料には、50%の国庫補助があります。保険料は掛捨てになります。保険料率は、新規加入（補償限度80%）の場合、1.498%（国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、毎年、適用される保険料率が変わります。

※積立金には、75%の国庫補助があります。積立金は自身のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。

※税務上、保険料及び付加保険料（事務費）は、必要経費（個人）又は損金（法人）に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

※補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金

積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料（事務費）	2.2万円	付加保険料（事務費）	2.2万円
合計	35.5万円	合計	25.2万円

※保険料については、税務上、経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。

付加保険料（事務費）を安くすることができます！

● 共通申請サービスを通じてインターネット申請した方や自動継続特約を利用する方は、付加保険料（事務費）が割引となります。

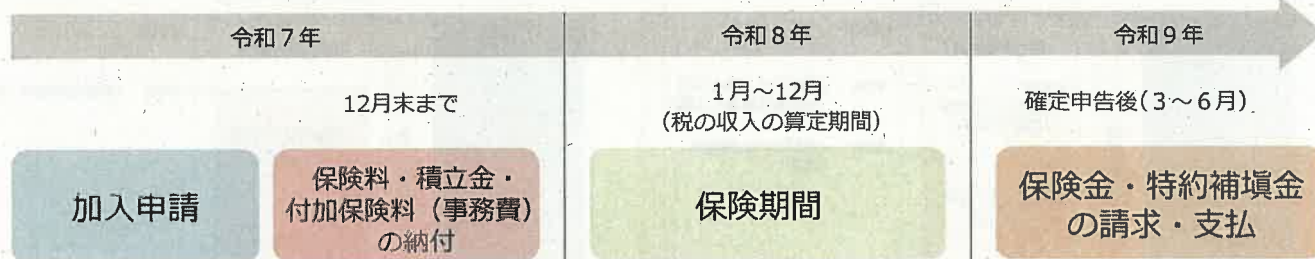
インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合	
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

※インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

加入・支払等手続きのスケジュール

※保険期間が令和8年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】

※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課（03-6744-7148）へお問い合わせください。



収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

(2025.4)

農業共済制度の概要

制度の目的

農業保険法（昭和22年制定）に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補填する

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う

共済事業

共済事業	対象品目等	農業保険の 加入率 (5年産(度))
農作物共済	水稻、陸稲、麦	水 稲:79% 麦:99%
家畜共済	牛、馬、豚	乳用牛:90% 肉用牛:92%
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめすもも、キウイフルーツ、パインアップル	収 穫:26%
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	74%
園芸施設共済	園芸施設(附帯施設、施設内農作物を含む)	77%

- 注1 家畜共済には、死亡廃用共済(家畜の資産価値を補填)と疾病傷害共済(家畜の診療費を補填)がある。
 2 果樹共済には、収穫共済(果実の収穫量の減少等を補填)と樹体共済(樹体の損傷等を補填)がある。
 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノー、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛県試第28号及び甘平をいう。
 4 以上のほか、任意共済を実施(建物、農機具、保管中農産物が対象。ただし、掛金の国庫負担はなし)
 5 加入率は、作物は面積ベース、家畜・園芸施設は戸数ベースで算出。

対象事故

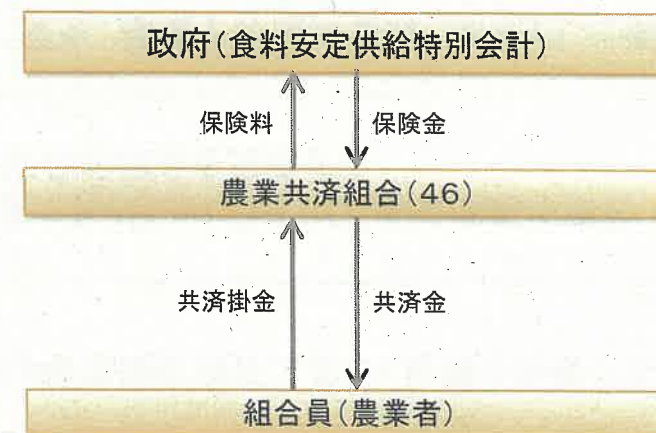
【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因(地震、噴火を含む。)による災害、火災、病虫害、鳥獣害 等

【家畜共済】

家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

事業運営体制

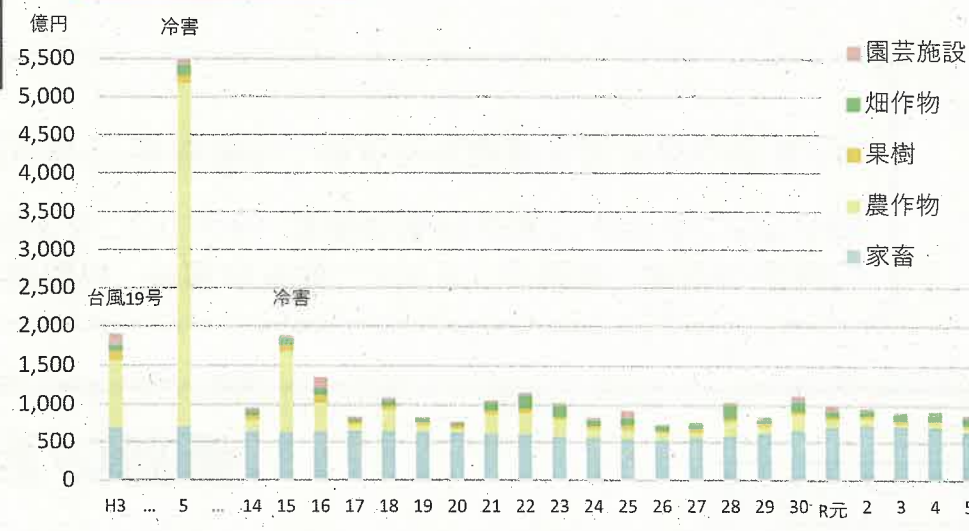


注 茨城県においては、1 農業共済組合連合会、3 農業共済組合で運営。

国の補助

- 農業者が支払う共済掛金の一定割合(原則50%)を国が負担
農業共済団体の事務に係る費用の一部を国が負担

共済金支払状況



1. 漁船保険制度の概要

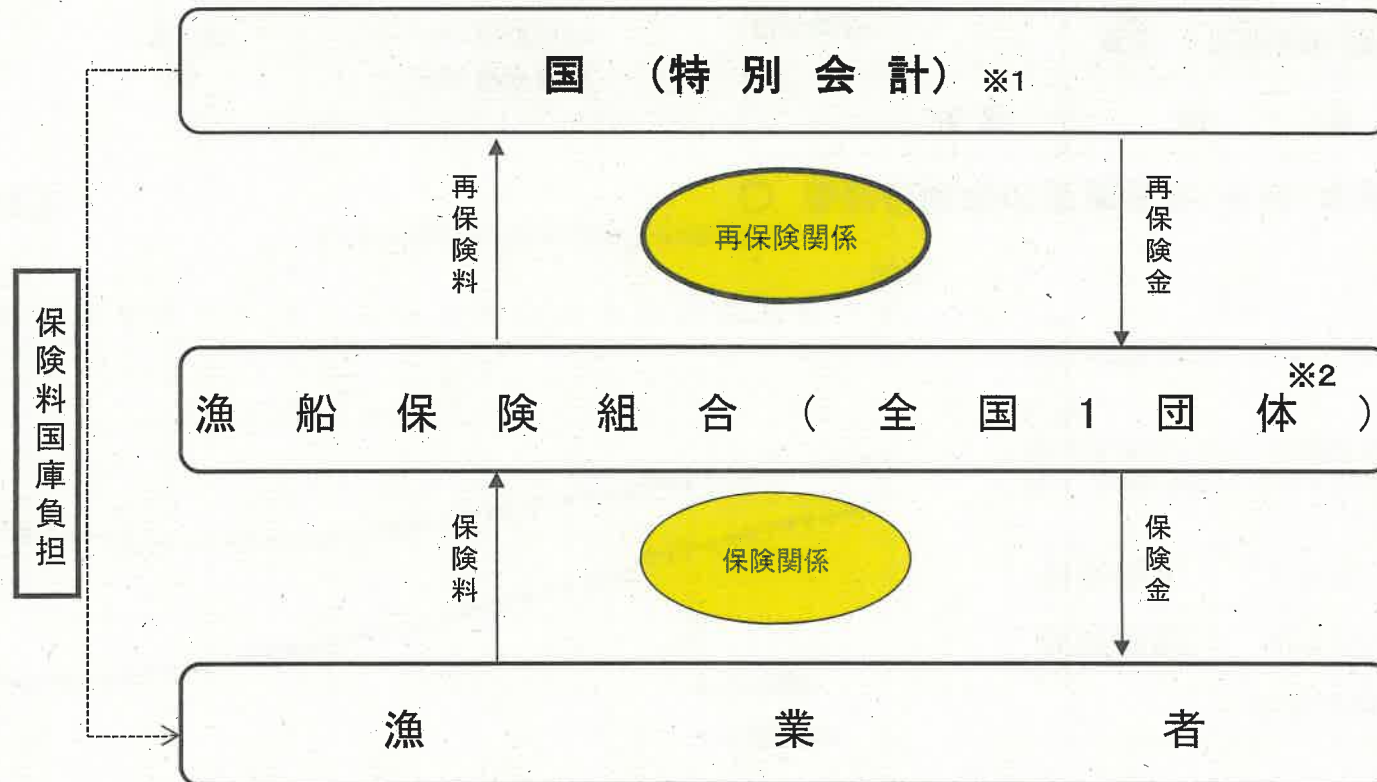
- 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)に基づく漁船保険制度は、不慮の事故により生じた損害、漁船の運航に伴う不慮の費用負担及び責任の発生により生じた損害等を補填することにより、漁業経営の安定に資することを目的。
- 漁船所有者又は使用者の被る損害を国が直接救済するのではなく、漁業者から集めた保険料を基本的な原資として、構成員間の「相互保険」として実施する保険事業。

● 漁船損害等補償法に基づく保険の種類及び内容

漁船保険	漁船について、滅失、沈没、損傷、その他の事故により生じた損害を填補する。
漁船船主責任保険	漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害を填補する。
漁船乗組船主保険	漁船の所有者又は使用者が漁船の乗組員であるものについて、当該漁船の運航に伴って死亡等の事故が発生した場合に一定の保険金を支給する。
漁船積荷保険	漁船に積載した漁獲物等について、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を填補する。

2. 漁船保険の仕組み(政策保険)

- 漁船保険では、制度の安定化を図るため、全国一団体の漁船保険組合が漁業者から保険契約を引き受け、全国的な危険分散を実施。
さらに、異常災害による巨額の損失に対応するため、国が再保険を実施し、特別会計で経理。
- 中小漁船所有者の負担軽減と加入促進の観点から、国が保険料の一部を国庫負担。



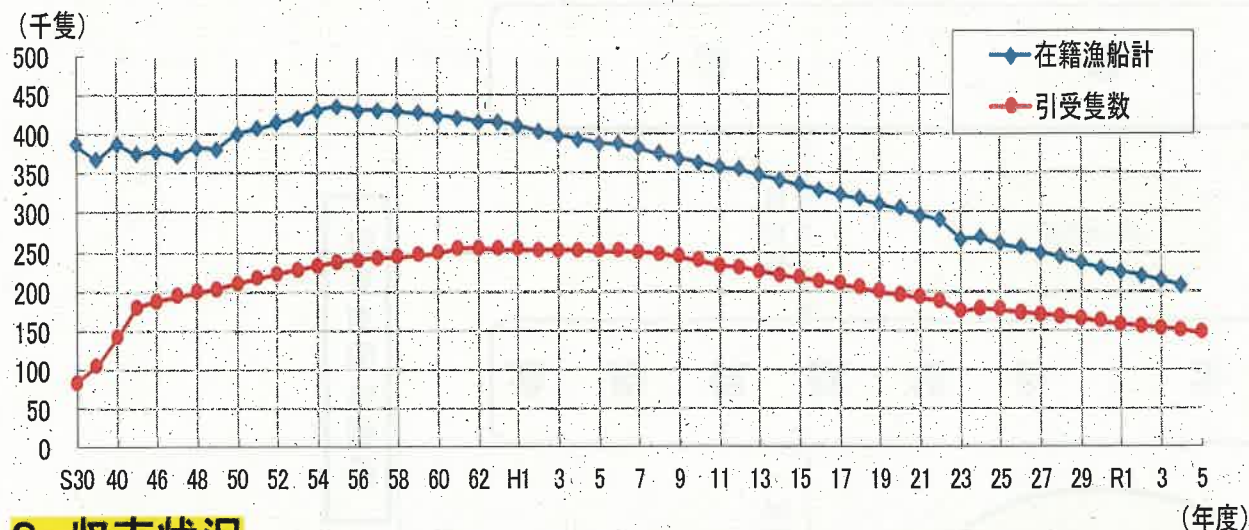
※1 漁船保険、漁船船主責任保険、漁船積荷保険に限る。

※2 平成29年4月から組織統合一元化

3. 漁船保険の関連データ

1 加入状況

○ 在籍漁船の推移と漁船保険の引受隻数の推移



	令和4年度	令和5年度
在籍漁船	207,148 隻	201,676 隻
引受漁船	150,423 隻	147,209 隻

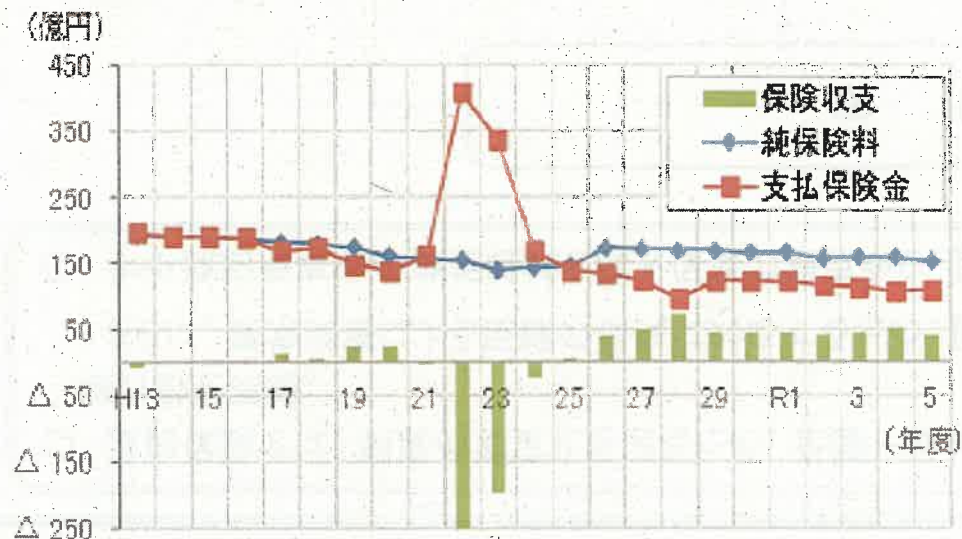
注1: 在籍漁船には既に廃船されたものや不稼働漁船が含まれており、稼働漁船はほぼ全数が加入している。

注2: 在籍漁船については漁船統計表をもとに作成。

2 収支状況

○ 漁船保険の収支

※平成23年度については、岩手県のデータは含まない。



* 東日本大震災における事故に対する保険金は、平成27年度までに支払い済み

○ 漁船保険等の実施状況(令和5年度)

項目	引 受			支 払	
	隻数 (隻)	保険金額 (百万円)	純保険料 (百万円)	件数 (件)	支払保険金 (百万円)
漁船保険	147,209	1,101,658	15,215	24,699	10,879
漁船船主責任保険 (油濁損害賠償及び船骸撤去費用等)	146,300	97,077,450	1,770	833	1,818
漁船乗組船主保険	26,823	58,354	56	25	55
漁船積荷保険	370	52,694	100	8	99

資料: 日本漁船保険組合調べ

4. 漁業共済制度の概要

- 漁業共済は、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的。
- 漁業者の被る損害を国が直接救済するのではなく、中小漁業者の相互救済の精神に基づき、漁業者から集めた掛金を基本的な原資として、「保険」の仕組みを活用して行う共済事業。

○ 漁業共済の種類及び内容

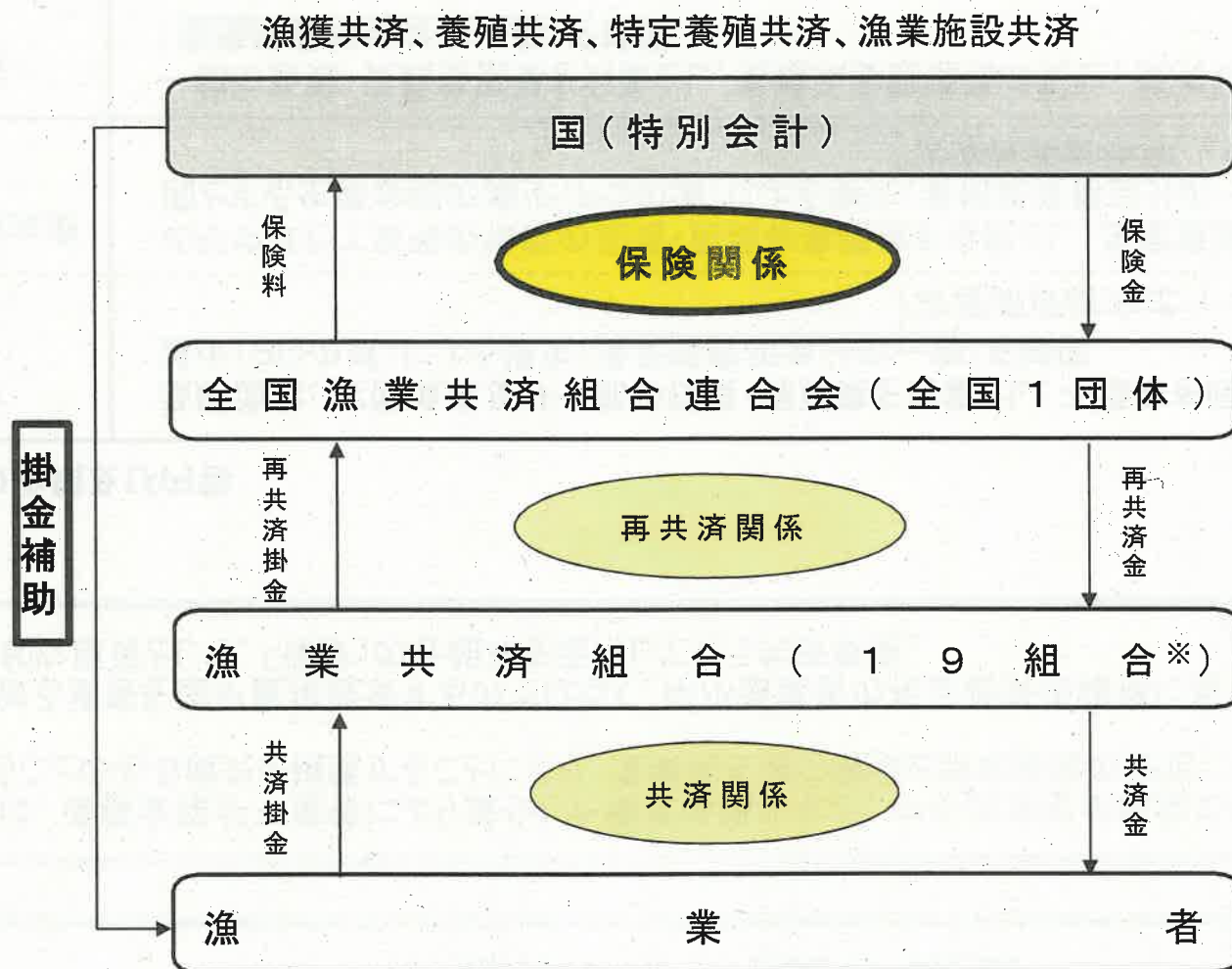
漁獲共済	漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業を対象とし、不漁等を原因とする漁獲金額の減少(PQの減)による損失(操業経費相当分の一部)を補償 【収穫高保険方式、いわゆるPQ保険方式】
特定養殖共済	のりやほたて貝等の特定の藻類・貝类等養殖業を対象とし、生産量減少、品質低下等を原因とする生産金額の減少(PQの減)による損失(養殖経費相当分の一部)を補償 【収穫高保険方式、いわゆるPQ保険方式】
養殖共済	一部の魚類・貝類養殖業を対象とし、養殖水産動植物の死亡、流失等(Qの減)による損害(養殖経費相当分の一部)を補償 【物損保険方式】
漁業施設共済	養殖施設又は定置網等の漁具を対象とし、その供用中の損壊等による損害を補償 【物損保険方式】

※「収穫高保険方式」… 被共済者の契約期間中の生産金額(PQ)が、過去の生産実績等を基に定められる補償水準に達しない場合に、減収分を補償する保険方式

※「物損保険方式」… 被共済者が損害を被った数量(Q)に、単位当たり共済価額を乗じて得た金額を補償する保険方式

6. 漁業共済の仕組み(政策保険)

- 漁業共済では、制度の安定化を図るため、県段階の漁業共済組合が漁業者から共済契約を引き受け、地域での危険分散を担い、全国漁業共済組合連合会が再共済することにより全国的な危険分散を実施。
さらに、異常災害による巨額の損失に対応するため、国が再保険を実施し、特別会計で経理。
- 小規模漁業者の負担軽減と加入促進の観点から、国が共済掛金の一部を国庫補助。

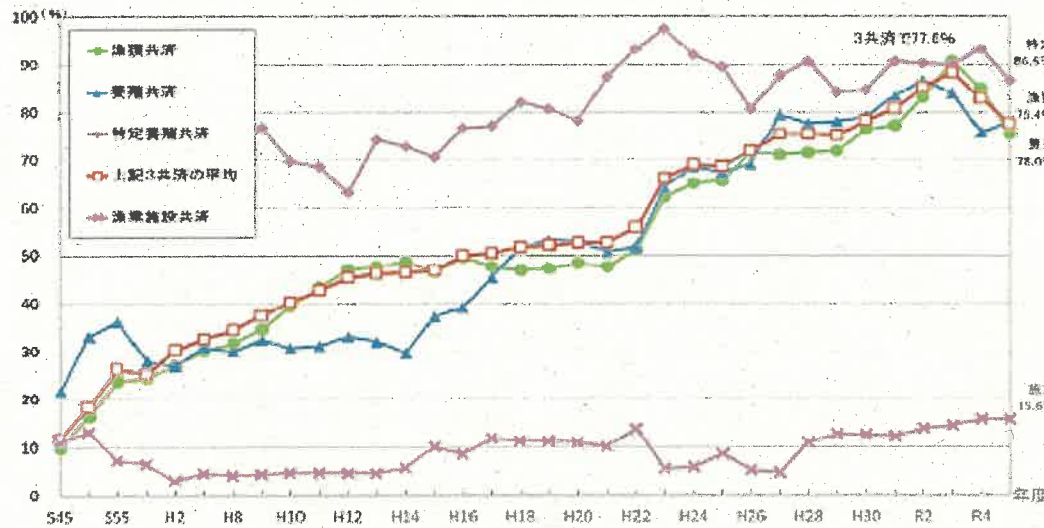


※ 全国合同漁業共済組合(21都府県の漁業共済組合が令和2年10月までに合併したもの)及び道県単位の18漁業共済組合

8. 漁業共済の関連データ

1 加入状況

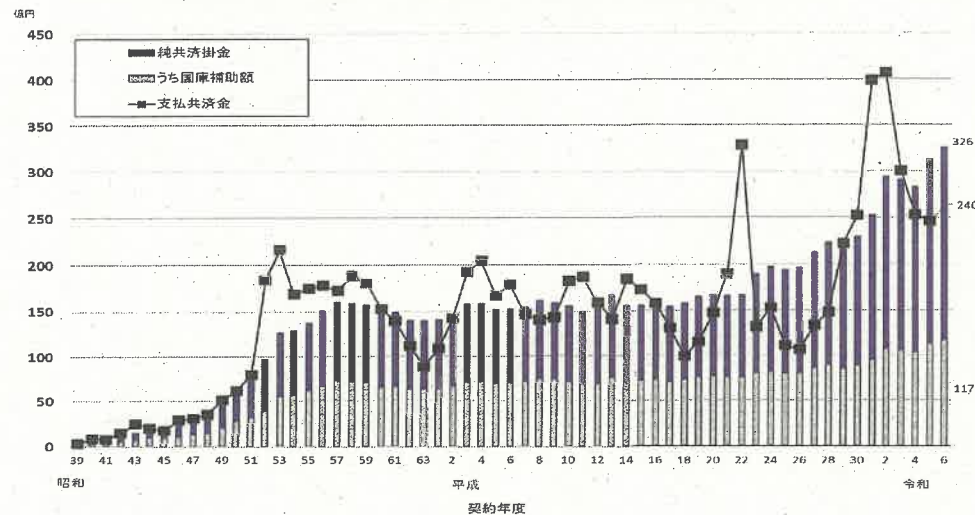
- 共済種類別の加入率の推移
- (海面生産金額ベース ※漁業施設共済は件数ベース)



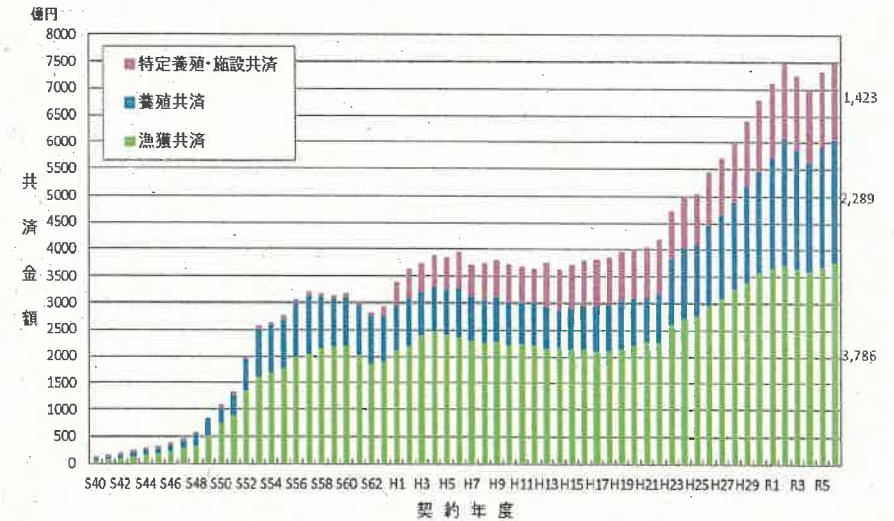
出典: 水産庁

2 収支状況

- 漁業共済の純共済掛金及び支払共済金の推移



- 共済金額の推移



- 漁業共済の実施概況(令和5年度)

(単位: 件、百万円)

	引 受			支 払	
	件数	共済金額	純共済掛金	件数	支払共済金
漁獲共済	14,511	370,472	18,670	5,037	14,176
養殖共済	5,356	224,762	5,115	1,139	3,323
特定養殖共済	7,606	116,123	7,752	2,525	9,216
漁業施設共済	25,918	20,284	619	155	166
合計	53,391	731,642	32,156	8,856	26,881

※事業年度ベースの金額であり、支払共済金は令和4年度以前の引受けに対する支払含む。

資料: 全国漁業共済組合連合会調べ